

要 望 書

廃棄物処理に関しては、平成 28 年初めに食品廃棄物の不正転売事案が発生し、廃棄物の不適正処理の防止に係る対応が問われる事態となったことから、更なる排出事業者責任の強化や適正処理体制の確立が求められている。

また、4 月には熊本地震の発生により、早期の復旧と災害廃棄物の緊急対策が必要となっているが、本連合会では被災家屋等から発生する大量の木くずの処理及びリサイクルの推進に全国的に協力しており、今後の災害発生時における緊急的な木くず処理にも積極的に取り組んで行く所存である。

近年の地球温暖化により、平成 26～28 年は 3 年連続して世界平均気温が最高値を更新する見通しと世界気象機関（WMO）は公表しており、地球温暖化防止対策は待ったなしの状況にあることから、バイオマス等再生可能エネルギーの最大限の活用が求められている。

そうしたなかで、当連合会は「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に基づく木質バイオマス証明の認定団体として、現在 75 事業所の認定を行い、燃料の適切な供給に努めている。この他、当連合会ではマテリアル、サーマルの両分野でチップメーカーとユーザーの需給状況を把握するための調査を毎年実施して公表している。平成 28 年度はこれらに加え、2030 年度を目途とする建設系廃木材の需給動向調査や関東圏を中心とした自治体に対する木質系廃棄物の発生量調査を行うなど、今後の木質資源の動向把握に努めている。

FIT 制度が始まり 4 年半が経過した今、FIT 発電設備の認定、稼働が急速に増加して、バイオマス燃料の需要が急増していることから、種々の貴重な木質資源を、マテリアル、サーマルを問わず安定的に活用していくため、既存利用事業者との調整や新たな課題に取り組むことが求められる。

そこで、当連合会は、持続可能な循環型社会を構築するため、別添の事項について強く要望いたします。これらについて、早期に実現できますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成 29 年 1 月 20 日

環 境 大 臣	山本 公一 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様
農 林 水 産 大 臣	山 元 有 二 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様

認定特定非営利活動法人
全国木材資源リサイクル協会連合会
理事長 鈴木 隆

環境省

1 廃棄物の適正処理

(1) 廃棄物の区分、種類について

廃棄物は多様な排出元から多種類発生するが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の区分、種類を確定するには依然として不透明な部分がある。

そこで排出実態を検証し、リサイクルが確実な生木などの事業活動から排出される廃棄物は古紙等のように資源物として位置付けるか、あるいは、基本的に産業廃棄物に区分するよう見直すなど、さらにリサイクルの一層の推進が図られるよう検討されたい。

(2) 排出事業者責任の徹底について

委託契約やマニフェスト発行の当事者である産業廃棄物排出事業者が委託対象外の廃棄物を混入させるなど基本的な処理基準、委託基準を理解していないことが多い。排出事業者が廃棄物法令の知識や理解を深めて、的確に処理業務、委託業務を執行する担保として、法的資格を持つ者（例：産業廃棄物管理主任者）の配置の推奨と講習会受講制度を整備されたい。

(3) 小規模処理施設による不適正処理の排除について

設置許可不要の小規模施設による廃棄物の不適正処理が見受けられ、適正なリサイクルを阻害する要因になっている。これらの実態を把握するとともに、監視を強化する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

(4) 木くず破砕施設の生活環境影響調査について

従来、廃棄物として処理を行っていた木くず（廃合板型枠など）が、有価物として扱われるケースが出てきている。この処理ルートにおいては、従来と同様の破砕処理が行われて木質チップ製品となるが、有価物＝廃棄物でないという判定から、環境影響評価の対象外となっている。ついては有価物の破砕処理においても廃棄物処理施設と同様の生活環境影響調査を実施するようにされたい。

2 廃棄物処理業の手続き

(1) 許可申請書類等の書式の統一について

産業廃棄物処理業の申請書式が都道府県等により異なる事例があり、非効率な事務手続きを強いられている。申請書及び添付書類の様式は全国共通のものにするよう改善を図られたい。

(2) 老朽化による破砕機の更新時の手続きの簡略化

老朽化により破砕機を更新する場合、能力を変更すれば知事等の許可が必要である。しかし、現在、技術の発達により省エネや防音など環境に優れた製品が多いことから、環境が改善され、かつ能力の変更が一定の範囲

の変更については、優良機種導入の推進の立場からも、許可事務を担当している都道府県等の部局に生活環境影響調査の免除など手続きの簡略化の徹底を図られたい。

3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充

許可の有効期限のさらなる延長や一定の条件における施設の設置、変更手続きの簡略化など、優遇措置の拡充を図られたい。

4 バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化について

廃棄物処理法において、処理施設の能力に変更なく原料木くず及び製品木質チップの保管施設を改造する場合、変更届の手続きで済むとされているが都道府県等によっては種々の行政指導がされる場合があるので、本来の変更届手続きで済むよう自治体に周知徹底を図られたい。

5 災害時の対応について

(1) 大規模災害時には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠であるが、この際には廃木材が多量に発生するケースが多い。全国をブロックに分けて開催している大規模災害廃棄物対策地域協議会・連絡会に、廃木材の処理を迅速に行うとともに、木材資源のリサイクルを円滑に進めるため当連合会の地域代表者の参画を諮られたい。

(2) 原発事故の影響については、立木や未利用木材などが風評等に影響されずに利用が円滑に進むよう、基準の運用の徹底を図っていただきたい。

一方で、未だに線量の高い木材があることから、除染技術の開発、除染後の残渣物の処分方法の確立に努められたい。

(3) 大地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時における廃木材等の円滑な処理が効率的な復興を図るうえで課題となっている。

そのために災害廃棄物保管場の確保は大切な要件であり、迅速な対応のためにもあらかじめ保管場候補地をリストアップするなど、最大限の運用を図られたい。

6 軽油引取税の免税制度について

循環型社会づくりを進めるため、免税対象事業・用途である木材加工業における木質チップ製造あるいは廃棄物処理業における最終処分と同等の作業を行っている廃木材からの木質チップ製造についても、免税制度を適用されたい。

7 廃棄物処理業における設備の減価償却年数の取扱いについて

廃木材のリサイクルで使用する破砕機等は、木材製造業における設備と同様であるが、異物が混入するため、より減耗が激しい。そこで、適切な設備

投資をできるよう、減価償却年数を木材製造業と同等とするなどの短縮を図られたい。

8 業種の認定について

この度、解体工事業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。

9 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

経済産業省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の計画において、本来活用が想定されていた未利用木材や一般木材のほか、建設廃材利用の計画も多く見受けられる。

既存利用に影響を与えないという原則に則り、当初想定 of 未利用木材や一般木材の利用を最優先して、建設廃材系木質チップについては、既存利用者への流通が阻害されることのないような方策を検討願いたい。

(2) FIT 認定内容の公表、閲覧

FIT 認定申請内容については、設備容量、種類別燃料使用計画量、調達先等が記載されている。バイオマスに係る FIT 発電事業においては、燃料の安定供給が必須事項であり、その需給が崩れた場合は、既存のマテリアル系、サーマル系の各種需要家に対して、大きな影響を与えることとなる。

FIT 発電設備の新規認定は今後も急激に増加すると見込まれており、認定設備については、事業者名、事業所所在地、設備容量、種類別燃料使用計画量を含めて定期的な公表または閲覧に供するよう願いたい。

(3) 木質バイオマス発電設備の認定、稼働が急激に増加していることから限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、木質バイオマス発電施設の適正配置の措置を講じられたい。

- (4) 木質バイオマス発電の設備認定にあたっては、使用予定の燃料の需給見通しの確認、混乱回避のため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

農林水産省

- 1 「再エネ法」に基づく木質バイオマス発電事業の推進について
- (1) 「2030年度のエネルギー需給構造の見通し」において、木質バイオマス発電量の急激な増加が見込まれていることから、限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、木質バイオマス発電施設の適正配置の措置を講じられたい。
- (2) 木質バイオマス発電の設備認定にあたっては、使用予定の燃料の需給見通しの確認、混乱回避のため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。
- (3) 当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施しているが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。
- (4) 合板型枠の取り扱いについて
- ア 有価売買への波及
- 昨年7月に廃合板型枠が再生可能エネルギーの固定価格買取制度において一般木質バイオマスとして取り扱うことが、Q&Aとして明示されたところであり、この取り扱いには有価で引き取られた場合との条件が付されている。
- これは、従来の産業廃棄物処理委託から有価取引という事業形態の転換につながるもので、すでに具体的な事例が出てきており、また、他の廃棄物への波及が危惧される。
- 既存事業者へ影響を及ぼさないというFIT制度の原則を踏まえ、これ以上の波及がないよう対応願いたい。
- イ 由来証明の確認
- 合板型枠がグリーン購入法に位置づけられたことにより、版面表示により、一般木質バイオマスとして取り扱うことが明示されたところである。しかし、版面表示は一部分であり、また、廃棄間際の材であれば、

老朽化による表示の消失等によりその他の合板型枠材との区別が困難でさらにチップになれば合法木材か否か判別することは不可能である。

そこで対象木材かどうか、また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の趣旨に合致しているかどうか監視方法を確立するとともに、適正な取り扱いがされているのか評価方策を確立願いたい。

(5) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴うバイオマス発電施設の建設によって、従来の建設廃材等の廃木材チップの分野においてもマテリアル利用からサーマル利用へのシフトが見られ、今後の木質バイオマス発電設備の急激な増加によりこの傾向はますます顕著になると考えられる。

このため、従来の製紙・ボード原料など既存利用事業者へ影響を及ぼさないとするガイドラインの基本原則を守る政策を進められたい。

(6) 木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果の公表について

本調査については、木質バイオマスエネルギー利用の網羅的な調査であり、その結果の有用な活用が期待される。については、その実態を反映するため、できる限り具体的な資料として、市町村単位レベルの区分での公表を願いたい。

2 木質チップの品質確保について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の施行に伴い、木質チップの統一的品质規格が求められている。その品質確保のために、寸法、成分はもとより有害物質等の基準についても対応が求められており、その際の負担を軽減するため、設備投資や検査費用の助成等、支援策を講じられたい。

3 木質資源の地産地消の促進について

未利用木材や廃木材の活用において、適正処理とともに環境負荷の少ない取り組みが求められている。こうしたことから、不法投棄の防止、遠距離運送によるCO₂増加などを考慮し、木質資源の地産地消が実現できるような環境負荷の少ない活用システムの確立を図られたい。

4 市町村の森林経営計画の積極的な策定

未利用木質バイオマスを使用する木質バイオマス発電施設が急増している。民有林からの未利用木材の供給は、「森林経営計画」策定が条件となるが、この策定には境界確認の困難や立木所有者の所得が増加しない、或いは現状の木材の価格では森林所有者が皆伐した後の再生林に取り組みない等の要因により進んでいない。未利用材の供給を増やすため、市町村が「森林経営計画」に積極的に取り組めるよう制度の改善を図られたい。

国土交通省

1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響について

「再生可能エネルギー特別措置法」の施行に伴い、未利用木材や一般木材を燃料として使用する計画のバイオマス発電事業者が燃料を集められないために建設廃材を燃料に使用することや、燃えやすい建設廃材を一部に利用するバイオマス発電計画も多くみられる。これらは、これまで順調に流れている建設廃材の流通に影響を及ぼすものであり、このままではこれまで関係業界が協力して築き上げてきた仕組みを壊しかねない。建設廃材系チップの既存利用者への流通が阻害されることのないよう、十分に監視、指導されたい。

2 CCA処理木材の取扱いについて

建設現場等から発生するCCA処理木材については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素等が含まれることから、廃棄物処理法に基づき濃度に応じて適正な焼却又は埋立処分等の措置が必要となる。

その受け皿の確保を含めた、CCA処理木材の適正な取扱いについて、関係省庁と連携を図りながら建設工事関係者への周知を図られたい。